

教育委員会アンケート

回答結果 集計表(抜粋)

2007年2月15日

内閣府 規制改革推進室

目次

	ページ
調査実施概要	2
1. 法令が遵守されていない事項	3
(1) 就学校変更の要件及び手続きの公表(就学校指定時)	4
(2) 就学校変更の理由の公表(就学校指定時)	6
2. 既往の閣議決定内容の実効性が上がっていない事項	8
(3) 特別免許状の授与を前提とした採用選考	9
(4) 採用選考における公正性の確保	10
(5) 条件附採用制度における児童生徒・保護者による教員評価	11
(6) 指導力不足教員への対応	12
(7) 指導力不足教員への対応(分限処分とすべき教員判定のための運用指針)	13
(8) 児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価、学校評価	14
(9) 就学校変更の拒否(就学校指定時)	15
(10) 就学校変更の拒否(在学中)	18

調査実施概要

都道府県教育委員会調査「教員の採用・評価等に関するアンケート」実施概要

- 都道府県教育委員会における教員の採用・評価等に関する実態を把握する。
- 全ての都道府県教育委員会の採用担当者に対して調査票を電子メールで送付・回収した(一部はファックスで送付・回収)。

市区教育委員会調査「学校選択制等の実施状況に関するアンケート」実施概要

- 市区教育委員会における学校選択制等の実施状況に関する実態を把握する。
- 全国の全ての市・特別区教育委員会の義務教育課程担当者に対して調査票を電子メールで送付・回収した(一部はファックスで送付・回収)。(2006年10月1日現在、全国の市及び特別区の数合計802)

調査期間

- 2006年10月24日～2006年11月7日
- 上記調査結果を2006年11月27日に「教育委員会・学校法人アンケート(調査結果)」として公表。その後、市区教育委員会調査については2007年1月9日回収分までを集計に加え、本集計表とした。

	送付数	回収数	回収率
都道府県教育委員会	47	47	100.0%
市区教育委員会	802	721	89.9%

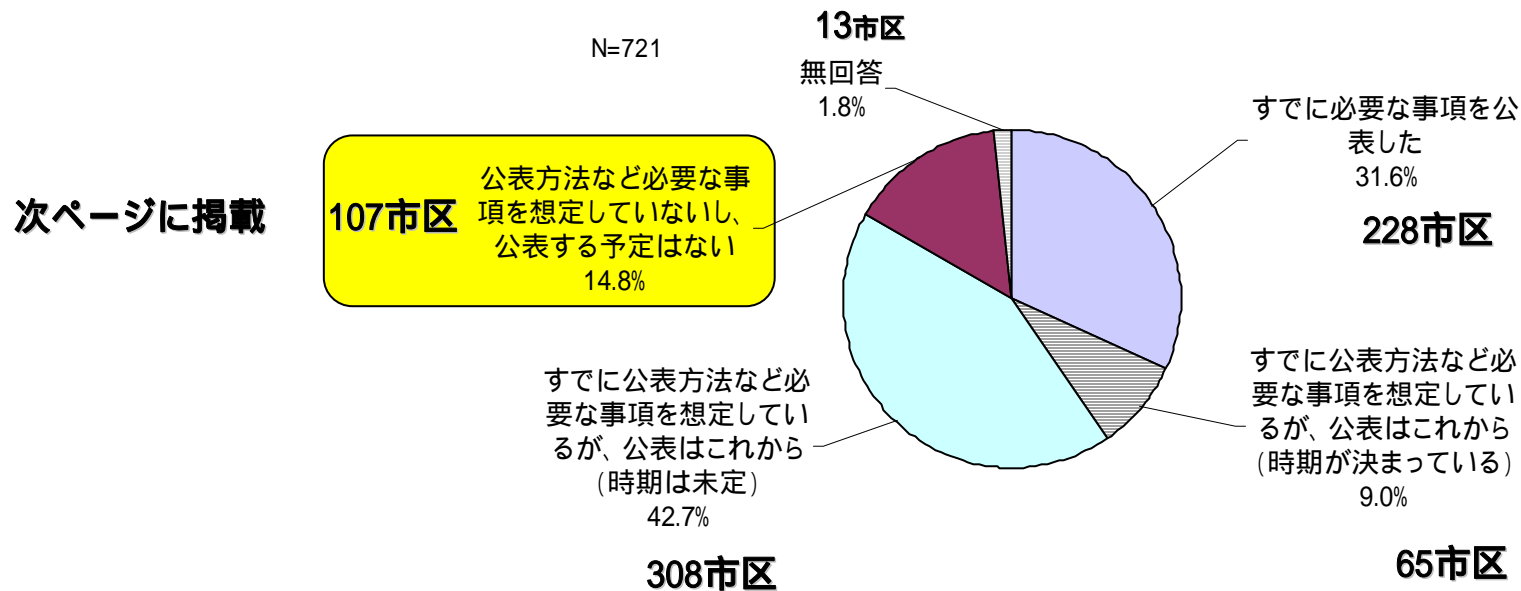
(注)市区教育委員会調査における回収分には三豊市観音寺市学校組合からの回答も含み、それも集計に加えた。実際の市区教育委員会からの回収数は720であり、未回収数は82となる。

1. 法令が遵守されていない事項

(1) 就学校変更の要件及び手続きの公表(就学校指定時)

法令(注1)では、「市町村の教育委員会は、(中略)その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。」とされているにもかかわらず、「公表する予定はない」という法令を遵守しない回答が14.8%(107市区)となっている。

問7-1. 貴市(区)教育委員会では、平成18年4月以降、「必要な事項」の公表状況はいかがですか。(は1つだけ)



(注1)「学校教育法施行規則第33条」

(注2) 上記設問に無回答だった市区は、赤平市(北海道)、名取市(宮城県)、寒河江市(山形県)、桐生市(群馬県)、富津市(千葉県)、蒲郡市(愛知県)、宝塚市(兵庫県)、三豊市観音寺市学校組合(香川県)、竹田市(大分県)、豊後高田市(大分県)、回答者不明3市区

(1) 就学校変更の要件及び手続きの公表(就学校指定時)(続き)

(設問) 「教育委員会・学校法人アンケート(市区教育委員会調査結果)」(P35)

問7-1 貴市(区)教育委員会では、平成18年4月以降、「必要な事項」の公表状況はいかがですか。

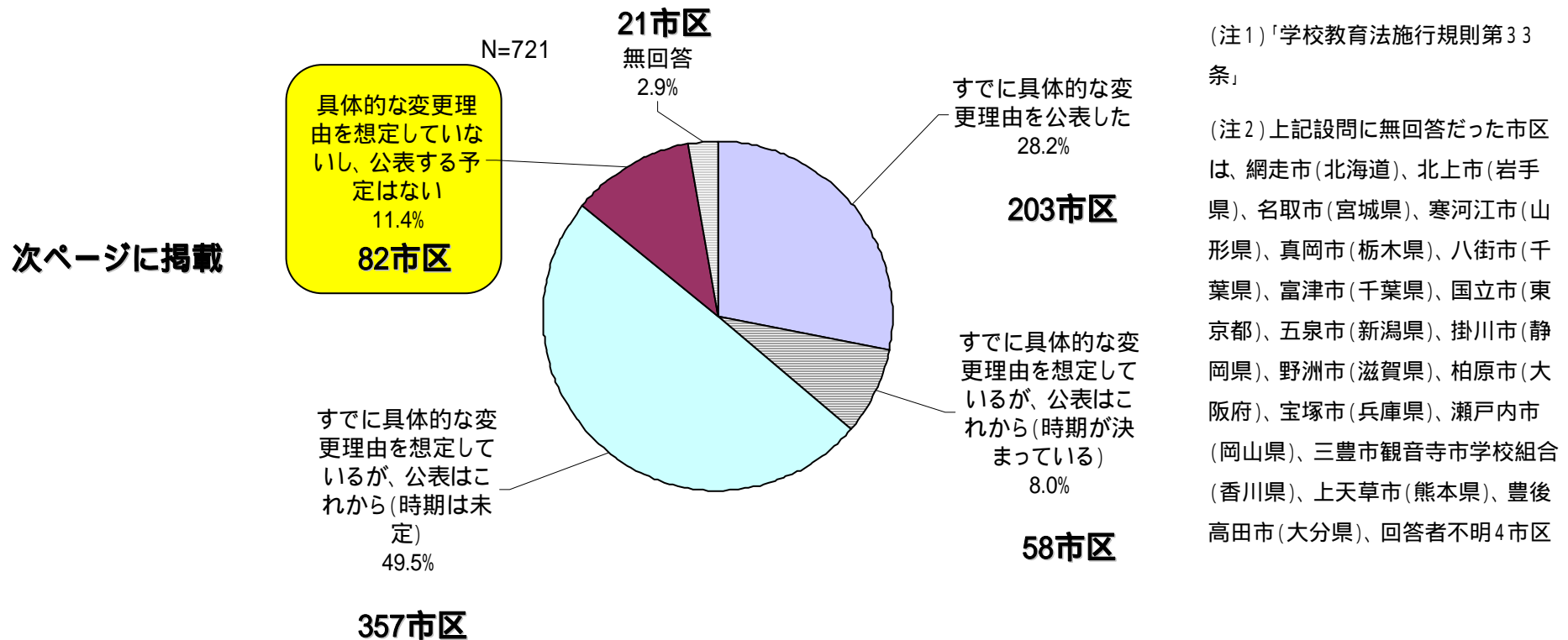
「公表方法など、必要な事項を想定していないし、公表する予定はない。」を選択した教育委員会

室蘭市(北海道)	帯広市(北海道)	夕張市(北海道)	芦別市(北海道)	三笠市(北海道)	歌志内市(北海道)	八戸市(青森県)	つがる市(青森県)	大船渡市(岩手県)	北上市(岩手県)	一関市(岩手県)
釜石市(岩手県)	八幡平市(岩手県)	角田市(宮城県)	大館市(秋田県)	鶴岡市(山形県)	酒田市(山形県)	新庄市(山形県)	長井市(山形県)	東根市(山形県)	郡山市(福島県)	田村市(福島県)
北茨城市(茨城県)	桜川市(茨城県)	鉾田市(茨城県)	真岡市(栃木県)	那須烏山市(栃木県)	館林市(群馬県)	渋川市(群馬県)	飯能市(埼玉県)	上尾市(埼玉県)	日高市(埼玉県)	墨田区(東京都)
国分寺市(東京都)	東久留米市(東京都)	座間市(神奈川県)	新発田市(新潟県)	小矢部市(富山県)	射水市(富山県)	加賀市(石川県)	勝山市(福井県)	富士吉田市(山梨県)	大月市(山梨県)	岡谷市(長野県)
飯山市(長野県)	東御市(長野県)	飛騨市(岐阜県)	裾野市(静岡県)	豊橋市(愛知県)	常滑市(愛知県)	稲沢市(愛知県)	尾張旭市(愛知県)	田原市(愛知県)	大津市(滋賀県)	野洲市(滋賀県)
宮津市(京都府)	池田市(大阪府)	篠山市(兵庫県)	丹波市(兵庫県)	朝来市(兵庫県)	宍粟市(兵庫県)	たつの市(兵庫県)	大和高田市(奈良県)	天理市(奈良県)	葛城市(奈良県)	宇陀市(奈良県)
大田市(島根県)	安来市(島根県)	井原市(岡山県)	高梁市(岡山県)	美作市(岡山県)	府中市(広島県)	三次市(広島県)	萩市(山口県)	光市(山口県)	三好市(徳島県)	宇和島市(愛媛県)
西条市(愛媛県)	伊予市(愛媛県)	西予市(愛媛県)	東温市(愛媛県)	須崎市(高知県)	宿毛市(高知県)	大川市(福岡県)	豊前市(福岡県)	筑紫野市(福岡県)	うきは市(福岡県)	宮若市(福岡県)
朝倉市(福岡県)	鳥栖市(佐賀県)	多久市(佐賀県)	嬉野市(佐賀県)	諫早市(長崎県)	五島市(長崎県)	八代市(熊本県)	玉名市(熊本県)	阿蘇市(熊本県)	天草市(熊本県)	杵築市(大分県)
宇佐市(大分県)	豊後大野市(大分県)	由布市(大分県)	都城市(宮崎県)	西都市(宮崎県)	枕崎市(鹿児島県)	西之表市(鹿児島県)	回答者不明1件			

(2) 就学校変更理由の公表(就学校指定時)

法令(注1)では、「市町村の教育委員会は、(中略)その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。」とされているにもかかわらず、就学校の変更理由について、「公表する予定はない」という法令を遵守しない回答が11.4%(82市区)となっている。

問8-1. 相当と認められる就学校の変更理由について、貴市(区)教育委員会の平成18年4月以降の対応状況はいかがですか。(は1つだけ)



(2) 就学校変更理由の公表(就学校指定時)(続き)

(設問) 「教育委員会・学校法人アンケート(市区教育委員会調査結果)」(P37)

問8 - 1 相当と認められる就学校の変更理由について、貴市(区)教育委員会の平成18年4月以降の対応状況はいかがですか。

「具体的な変更理由を想定していないし、公表する予定はない。」を選択した教育委員会

室蘭市(北海道)	帯広市(北海道)	夕張市(北海道)	芦別市(北海道)	三笠市(北海道)	歌志内市(北海道)	八戸市(青森県)	つがる市(青森県)	大船渡市(岩手県)	釜石市(岩手県)
八幡平市(岩手県)	気仙沼市(宮城県)	角田市(宮城県)	酒田市(山形県)	長井市(山形県)	東根市(山形県)	二本松市(福島県)	田村市(福島県)	北茨城市(茨城県)	桜川市(茨城県)
鉾田市(茨城県)	桐生市(群馬県)	館林市(群馬県)	飯能市(埼玉県)	館山市(千葉県)	墨田区(東京都)	東久留米市(東京都)	座間市(神奈川県)	新発田市(新潟県)	小矢部市(富山県)
射水市(富山県)	加賀市(石川県)	越前市(福井県)	富士吉田市(山梨県)	岡谷市(長野県)	大町市(長野県)	東御市(長野県)	飛騨市(岐阜県)	裾野市(静岡県)	尾張旭市(愛知県)
愛西市(愛知県)	大津市(滋賀県)	舞鶴市(京都府)	宮津市(京都府)	池田市(大阪府)	丹波市(兵庫県)	朝来市(兵庫県)	宍粟市(兵庫県)	たつの市(兵庫県)	宇陀市(奈良県)
有田市(和歌山県)	井原市(岡山県)	高梁市(岡山県)	美作市(岡山県)	浅口市(岡山県)	三次市(広島県)	大竹市(広島県)	萩市(山口県)	光市(山口県)	三好市(徳島県)
宇和島市(愛媛県)	西条市(愛媛県)	伊予市(愛媛県)	西予市(愛媛県)	須崎市(高知県)	宿毛市(高知県)	うきは市(福岡県)	宮若市(福岡県)	朝倉市(福岡県)	鳥栖市(佐賀県)
嬉野市(佐賀県)	南島原市(長崎県)	玉名市(熊本県)	阿蘇市(熊本県)	竹田市(大分県)	杵築市(大分県)	宇佐市(大分県)	由布市(大分県)	都城市(宮崎県)	枕崎市(鹿児島県)
西之表市(鹿児島県)	回答者不明1件								

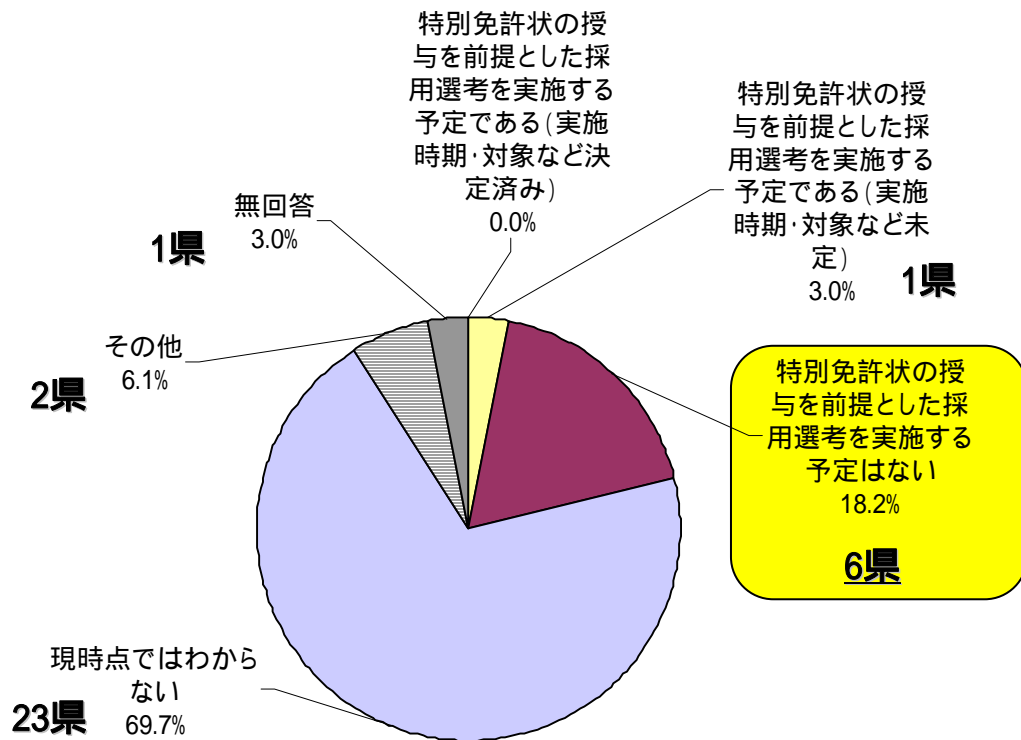
2. 既往の閣議決定内容の
実効性
が上がっていない事項

(3) 特別免許状の授与を前提とした採用選考

既往の閣議決定では、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施することについて、積極的に活用するよう、各都道府県教育委員会に促すとされているが、6県(青森県、福島県、和歌山県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)が「特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定はない」と回答した。

(設問) 「教育委員会・学校法人アンケート(都道府県教育委員会調査結果)」(P13)
 問3付問5 貴教育委員会では、今後、教員の採用に際して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定がありますか
 「特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定はない」を選択した教育委員会は6県

N=33



(参考)

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日 閣議決定)(抄)

「多様な人材を確保するための方策として、全国規模で学校段階、公私の別、教科を問わず、また、社会的信望や教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者に対して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施することについて、積極的に活用するよう、各都道府県教育委員会や学校法人等に促す。【平成17年度中に措置】(P85)

(注) 上記質問に無回答は佐賀県

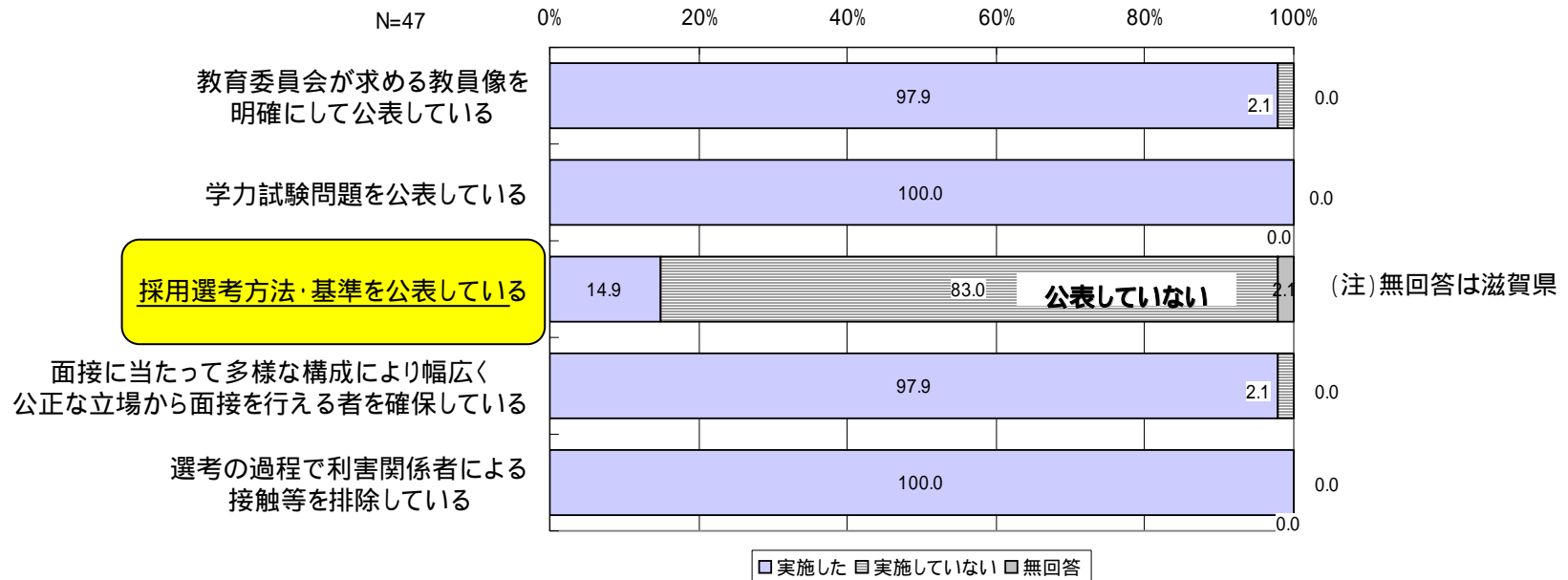
(4) 教員採用における公正性の確保

既往の閣議決定では、採用選考方法や基準を公表するよう努めることを促すとされているが、実際に公表している都道府県は石川県、愛知県、徳島県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県の7県のみで、**39都道府県は公表していないと回答した。**(無回答1)

(設問) 「教育委員会・学校法人アンケート(都道府県教育委員会調査結果)」(P16)

問6 貴教育委員会では、教員採用における公正性の確保を担保するために、どのような対策を講じていますか

「採用選考方法・基準を公表していない」を選択した教育委員会は37県(78.7%)



(参考)

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日 閣議決定)(抄)

「採用の客観性・公正性が損なわれることのないよう、採用選考の実施主体である各都道府県教育委員会等に対して、それぞれが求める教員像を明確にし、学力試験問題や採用選考方法・基準を公表するとともに、面接に当たっては、多様な構成により、幅広く公正な立場から面接を行える者を確保し、選考の過程での利害関係者による接触等を排除するなど、採用選考の透明性・客観性を高め、採用が厳正かつ公正に行われることにより教育への信頼が確保されるよう努めることを促す。【平成17年度中に措置】(P87)」

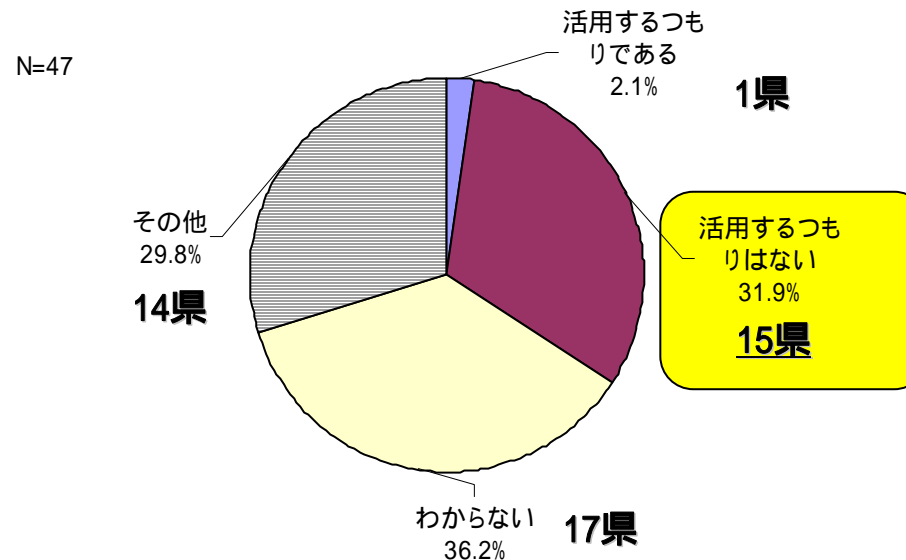
(5) 条件附採用制度における児童生徒・保護者による教員評価

既往の閣議決定では、条件附採用制度について、児童生徒・保護者による教員評価等を踏まえることとされているが、15都道府県(北海道、岩手県、千葉県、東京都、石川県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、徳島県、香川県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)は正式採用の可否を決定する際、児童生徒・保護者による教員評価の結果を「活用するつもりはない」と回答した。

(設問) 「教育委員会・学校法人アンケート(都道府県教育委員会調査結果)」(P17)

問8 貴教育委員会では、平成18年度以降の採用者について、条件附採用期間を経て正式採用の可否を決定する際、児童生徒・保護者による教員評価の結果を活用するつもりですか

「活用するつもりはない」を選択した教育委員会は15県(31.9%)



(参考)

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日 閣議決定)(抄)

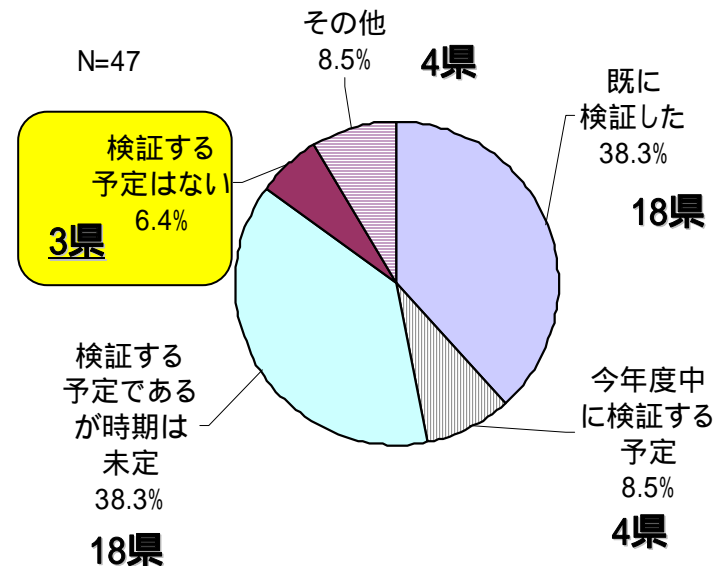
「条件附採用制度については、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、上記による評価(児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度)による評価等を踏まえ、その厳正な運用を文書により促す。【平成17年度中に措置】(P88)」

(6) 指導力不足教員への対応

既往の閣議決定では、指導力不足教員に対する分限処分等の必要な仕組みを検証するよう促すとされているが、3府県(茨城県、大阪府、島根県)が「検証する予定はない」と回答した。

(設問) 「教育委員会・学校法人アンケート(都道府県教育委員会調査結果)」(P18)

問9 貴教育委員会では、指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みを検証しましたか
「検証する予定はない」を選択した教育委員会は3府県(6.4%)



(参考)

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日 閣議決定)(抄)

「いわゆる指導力不足教員は、平成12年度の65人から平成16年度は566人と認定者数は年々増加しているが、教育公務員の分限処分には困難さを伴うのが実情である。このことから、平成16年度までに構築されている全ての都道府県と指定都市において指導力不足教員に対する分限処分等の必要な措置を講じる仕組みについて、これを検証するよう促すとともに、一部において取り組みが十分でないこともあり、厳正な運用を促す。【平成17年度中に措置】(P89)」

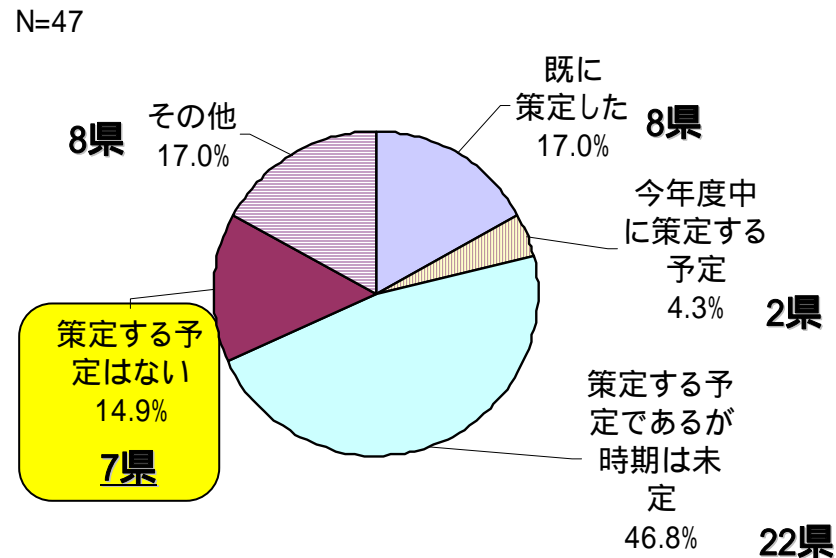
(7) 指導力不足教員への対応(分限処分とすべき教員判定のための運用指針)

既往の閣議決定では、分限処分とすべき教員を判定するための運用指針を策定するよう促すとされているが、7府県(茨城県、新潟県、石川県、静岡県、大阪府、鳥取県、鹿児島県)が「策定する予定はない」と回答した。

(設問)「教育委員会・学校法人アンケート(都道府県教育委員会調査結果)」(P19)

問10. 貴教育委員会では、分限処分とすべき教員を判定するための具体的で明確な運用指針を策定されましたか。

「策定する予定はない」 茨城県、新潟県、石川県、静岡県、大阪府、鳥取県、鹿児島県



(参考)

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日 閣議決定)(抄)

「分限処分とすべき教員を判定するための具体的で明確な運用の指針を任命権者が早急に策定するよう促す。その際、国は指導力不足教員の分限処分に関する適切な情報提供を行う。【平成17年度中に措置】(P89)」

(8) 児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価、学校評価

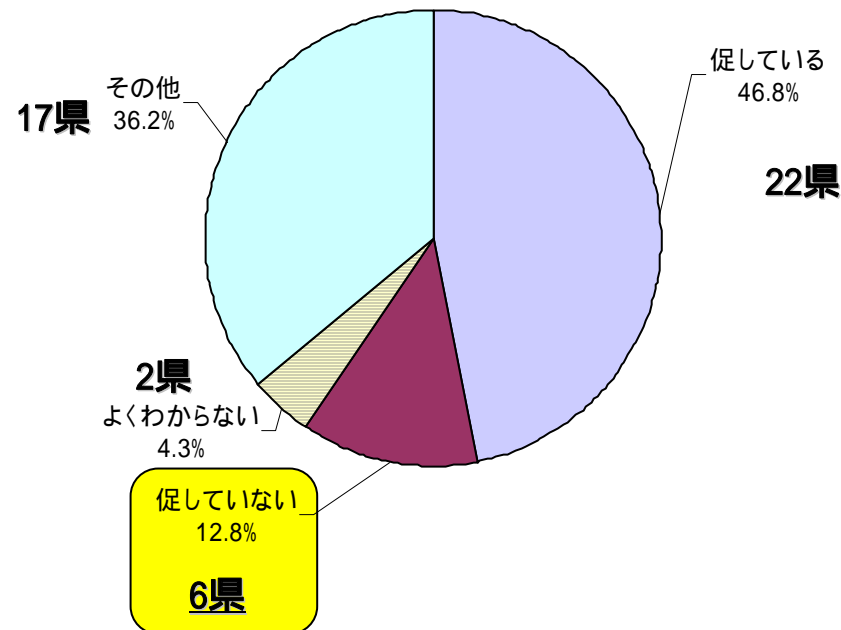
既往の閣議決定では、児童生徒・保護者による教員評価等を実施するよう促すとされているが、**6県(宮城県、神奈川県、岐阜県、愛知県、和歌山県、大分県)**が市区教育委員会に「促していない」と回答した。

(設問)「教育委員会・学校法人アンケート(都道府県教育委員会調査結果)」(P20)

問11. 貴教育委員会では、市町村教育委員会に対し、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価や学校評価を導入するよう促していますか。

「促していない」 宮城県、神奈川県、岐阜県、愛知県、和歌山県、大分県

N=47



(参考)

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)
〔平成18年3月31日 閣議決定〕(抄)

「学校を設置・管理する教育委員会の相談体制を強化して児童生徒・保護者の教員に関する意見等を受け付け、それを教員評価に反映させる工夫をするよう促すとともに、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。〔平成17年度中に措置〕(P88)」

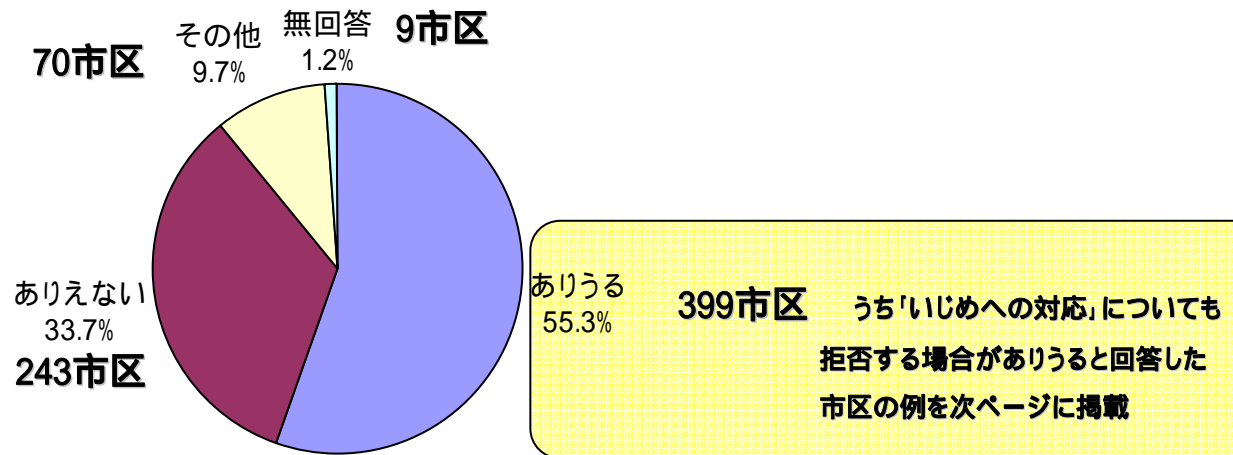
(9) 就学校変更の拒否(就学校指定時)

「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるもの」については、文部科学省として、どの市町村においても就学校の変更が認められてよいとの解釈が示されているが、この3つの理由のいずれかで就学校の変更を拒否する場合は「ありうる」と回答した市区教育委員会が、全体の55.3%(399市区)と過半数を占めた。

その理由を自由回答にて尋ねたところ、「いじめへの対応」についても「拒否する場合があります」と回答した市区は次ページの通り。

問6. 貴市(区)教育委員会では、この3つの理由のいずれかで就学校の変更の申立があった場合、それを拒否する場合がありますか。(は1つだけ)

N=721



(注) 上記設問に無回答だった市区は、気仙沼市(宮城県)、東根市(山形県)、諏訪市(長野県)、宝塚市(兵庫県)、三豊市観音寺市学校組合(香川県)、豊後高田市(大分県)、回答者不明3市区

(9) 就学校変更の拒否(就学校指定時)(続き)

問6. 貴市(区)教育委員会では、この3つの理由のいずれかで就学校の変更の申立があった場合、それを拒否する場合がありますか。
「いじめへの対応」を理由とする場合でも「ありうる」という回答(自由記述から)

釧路市(北海道)	「いじめへの対応」について、在籍学校の対応を検討すること、または通級指導教室の通室の検討を優先している。
帯広市(北海道)	「いじめへの対応」は単に就学校変更で解決される問題ではない。
岩見沢市(北海道)	「いじめへの対応」は学校との協議の上、承認。
芦別市(北海道)	年度・学期途中の転居のみ、区域外就学を認めている。
宇都宮市(栃木県)	「いじめへの対応」で、就学校変更の措置以外の対応が最善と判断される場合があるため。
日光市(栃木県)	指定校変更理由と認められていないため。
伊勢崎市(群馬県)	いじめがあると認識した保護者、児童生徒から何の根拠も示されずに申請される場合が想定される。また、転校によりいじめを危惧する場合も珍しくない。それだけでは通学区がまったく自由になる事と変わらない状態になるので許可は難しい。
加須市(埼玉県)	いじめは、指導により100パーセント解決すべきものであり、できるものである。従って、申請、即、就学校の変更ではない。解決した後、保護者、当該生徒、校長から意見を聴取し、教育的な配慮の基、それでも変更が必要と判断した場合に、これを行う。
台東区(東京都)	小中学校とも「いじめへの対応」に関しては、保護者からの申立のほか学校長、スクールカウンセラーや関係者の意見等も考慮し判断している。
八王子市(東京都)	「いじめへの対応」について、申立に対し就学校変更が適切であるか十分に検討した上で対応するため。
東村山市(東京都)	「いじめへの対応」につきましては、状況を把握し学校を変更することでしか解決のできない事例に対して許可を出します。
相模原市(神奈川県)	「いじめへの対応」としては、学校長と連携を図りながら対応を進めている。
金沢市(石川県)	「いじめへの対応」について、就学校の変更が適当と判断されるだけの理由・根拠等がない場合。
福井市(福井県)	「いじめへの対応」については、慎重に判断したうえで認めることが多い。
熱海市(静岡県)	「いじめへの対応」については、保護者の要望書や学校長の意見書などを添えてもらうことによって妥当性がある場合に認める方向でいる。

(9) 就学校変更の拒否(就学校指定時)(続き)

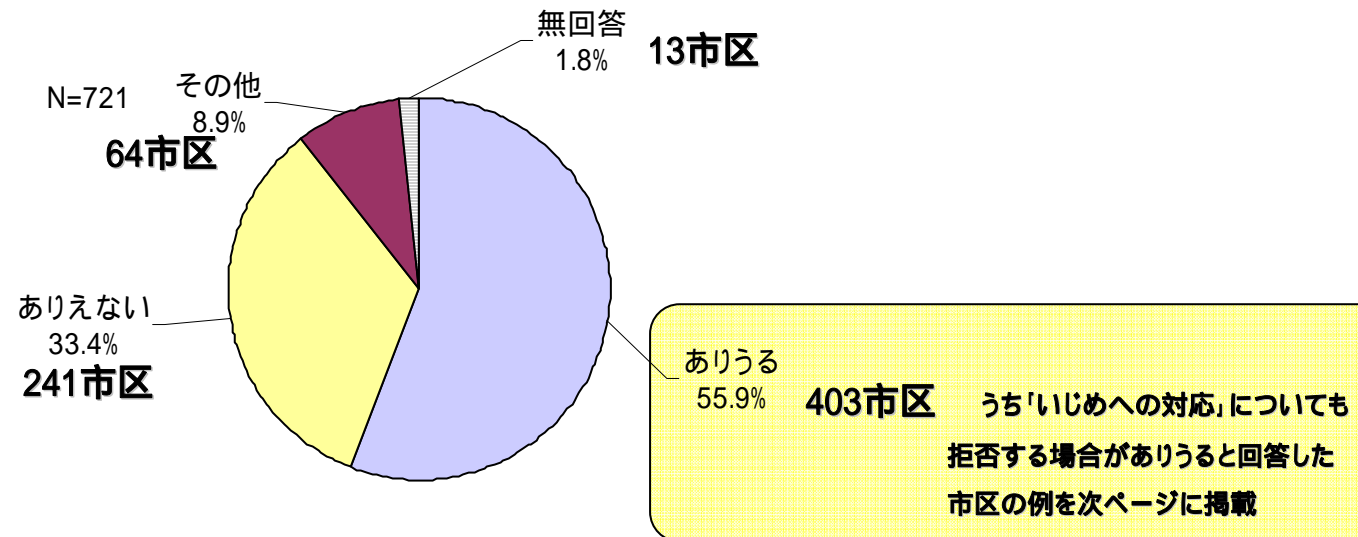
下田市(静岡県)	問題が解消されるか個々の子供の状況によって対応が異なる。学校長等の意見も考慮しながら判断する。
小牧市(愛知県)	、 、 とも、無条件ではなく、内容をよく精査した上での判断によるため。
甲賀市(滋賀県)	いずれかの理由により申立があっても、市教委で該当しないと判断した場合。
京都市(京都府)	「いじめへの対応」については、具体的な状況による。
長岡京市(京都府)	「いじめへの対応」は学校長からの同意書が得られない場合。
堺市(大阪府)	いじめについては、就学校での是正の可能性など個々具体の状況を考慮する必要があるため、一律での変更許可は困難。
岸和田市(大阪府)	「いじめへの対応」については、相談の内容により、それが客観的にみていじめであると判断できず、理由が相当なものとして成り立たない場合が想定される。
羽曳野市(大阪府)	実態を調査し、子どもにとって就学校の変更が、有効なものでなければ認めません。
香南市(高知県)	変更理由として3つの理由を含めているが、申立時にそれらの理由が妥当であるか協議をした後に承認をすることとしており、申立をしたから全てを認めるとはしていない。興味本位の指定校変更で安易に3つ理由を利用して申立を行った場合や、保護者の都合を子どもに強要して申立を行った場合など、申立の児童生徒の適正な就学がかえって損なわれるケースも考えられるため、そのような措置を講じている。
筑紫野市(福岡県)	それぞれの理由の事実を確認しなければならないので、申立があったからといって、すべて承認はできない。
春日市(福岡県)	「いじめへの対応」の場合は事実関係の徹底した調査とそれに基づく加害者への指導等が必要となるため、いじめの訴え即就学校変更となるわけではないが、他の2つの事由に比し最大限の配慮をおこなうことになる。
前原市(福岡市)	ケース毎に判断をしているため、全ての申し立てについて一律に許可しているわけではない。例えば、いじめについての申し立てでは、学校、教委、保護者三者同席で協議し、そこで転校の方が本人にとって望ましい場合等には許可しているが、次の学校でも同様の状態になった場合に、二度三度と転校を繰り返すことが最善とはいえないので、慎重に協議している。
熊本市(熊本市)	いじめに対する相談については、まず学校がいじめの解消の取り組みを行い、その後、就学校変更が最善の方法と判断された場合は許可している。

(10) 就学校変更の拒否(在学中)

「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるもの」については、文部科学省として、どの市町村においても就学校の変更が認められてよいとの解釈が示されているが、この3つの理由のいずれかで在学中の児童生徒の保護者から就学校変更の申立があった場合、それを拒否する場合が「ありうる」と回答した市区教育委員会が、全体の55.9% (403市区)と過半数を占める。

その理由を自由回答にて尋ねたところ、「いじめへの対応」についても「拒否する場合があります」と回答した市区は次ページの通り。

問11. 貴市(区)教育委員会では、この3つの理由のいずれかで在学中の児童生徒の保護者から就学校の変更の申立があった場合、それを拒否する場合がありますか。(は1つだけ)



(注) 上記設問に無回答だった市区は、三郷市(埼玉県)、小金井市(東京都)、胎内市(新潟県)、かほく市(石川県)、南丹市(京都府)、宝塚市(兵庫県)、有田市(和歌山県)、三豊市観音寺市学校組合(香川県)、豊後高田市(大分県)、回答者不明4市区

(10) 就学校変更の拒否(在学中) (続き)

問11. 貴市(区)教育委員会では、この3つの理由のいずれかで在学中の児童生徒の保護者から就学校の変更の申立があった場合、それを拒否する場合がありますか。「いじめへの対応」を理由とする場合でも「ありうる」という回答(自由記述から)

釧路市(北海道)	「いじめへの対応」について、在籍学校の対応を検討すること、または通級指導教室の通室の検討を優先している。
芦別市(北海道)	年度・学期途中の転居のみ、区域外就学を認めている。
赤平市(北海道)	申し立て全てを認めるわけではない。申し立て内容について十分調査の上、可否を判断する。
名寄市(北海道)	保護者と学校で話し合いを持ち、保護者、学校両者が就学校変更が望ましくないと判断した時。
宇都宮市(栃木県)	「いじめへの対応」で、就学校変更の措置以外の対応が最善と判断される場合があるため。
日光市(栃木県)	指定校変更理由と認められていないため。
伊勢崎市(群馬県)	いじめがあると認識した保護者、児童生徒から何の根拠も示されないで申請される場合が想定される。また、転校によりいじめを危惧する場合も珍しくない。それだけでは通学区がまったく自由になる事と変わらない状態になるので許可は難しい。
川越市(埼玉県)	変更することによって状況が今よりも悪化することが想定される場合(いじめへの対応)。
加須市(埼玉県)	いじめは、指導により100パーセント解決すべきものであり、できるものである。従って、申請、即、就学校の変更ではない。解決した後、保護者、当該生徒、校長から意見を聴取し、教育的な配慮の基、それでも変更が必要と判断した場合に、これを行う。
香取市(千葉県)	「いじめへの対応」は申立に従い、児童・生徒や保護者から状況を聞き、両者とよく相談して決定するので、申立が即変更とはならない。
台東区(東京都)	小中学校とも「いじめへの対応」に関しては、保護者からの申立のほか学校長、スクールカウンセラーや関係者の意見等も考慮し判断している。
立川市(東京都)	学区制を採用している為、相談を受け、転校が必要と判断されない限りは、認めていない。
東村山市(東京都)	「いじめへの対応」につきましては、状況を把握し学校を変更することでしか解決のできない事例に対して許可を出します。
相模原市(神奈川県)	「いじめへの対応」としては、学校長と連携を図りながら対応を進めている。
金沢市(石川県)	「いじめへの対応」について、就学校の変更が適当と判断されるだけの理由・根拠等がない場合。

(11) 就学校変更の拒否(在学中)(続き)

福井市(福井県)	「いじめへの対応」については、慎重に判断したうえで認めることが多い。
可児市(岐阜県)	いじめ等による理由の場合は申し立てを拒否することはありえないが、理由を聞き、通学が可能な場合や地域との連携が希薄になり、そのことでのマイナス面が大きいと判断した場合には、保護者とよく話し合い理解を求めることがある。
郡上市(岐阜県)	一個人の我が儘としか解釈できない場合。
熱海市(静岡県)	「いじめへの対応」については、保護者の要望書や学校長の意見書などを添えてもらうことによって妥当性がある場合に認める方向でいる。
下田市(静岡県)	問題が解消されるか個々の子供の状況によって対応が異なる。学校長等の意見も考慮しながら判断する。
伊賀市(三重県)	「いじめへの対応」については、保護者の訴え内容、学校の取り組み状況、児童生徒の状況を総合的に勘案して判断している。
甲賀市(滋賀県)	いずれかの理由により申立があっても、市教委で該当しないと判断した場合。
京都市(京都府)	「いじめへの対応」については、具体的な状況による。
長岡京市(京都府)	「いじめへの対応」は学校長からの同意書が得られない場合。
堺市(大阪府)	いじめについては、就学校での是正の可能性など個々具体の状況を考慮する必要があるため、一律での変更許可は困難。
岸和田市(大阪府)	「いじめへの対応」については、相談の内容により、それが客観的にみていじめであると判断できず、理由が相当なものとして成り立たない場合が想定されうる。
羽曳野市(大阪府)	実態を調査し、子どもにとって就学校の変更が、有効なものでなければ認めません。
香南市(高知県)	変更の理由と実態とが相反しており、変更理由が他の理由であるのに申立を行った場合で、その理由が児童生徒の適切な就学を損なうと考えられる場合。
筑紫野市(福岡県)	それぞれの理由の事実を確認しなければならないので、申立があったからといって、すべて承認はできない。
春日市(福岡県)	「いじめへの対応」の場合は事実関係の徹底した調査とそれに基づく加害者への指導等が必要となるため、いじめの訴え即就学校変更となるわけではないが、他の2つの事由に比し最大限の配慮をおこなうことになる。
大野城市(福岡県)	いじめについては、まず学校で問題解決をしてもらった上でなお、保護者が申立をする場合は認めている。
熊本市(熊本市)	いじめに対する相談については、まず学校がいじめの解消の取り組みを行い、その後、就学校変更が最善の方法と判断された場合は許可している。

(参考)「市区教育委員会調査」調査票未回収市区名

小樽市 (北海道)	留萌市 (北海道)	紋別市 (北海道)	士別市 (北海道)	登別市 (北海道)	青森市 (青森県)	むつ市 (青森県)	平川市 (青森県)	花巻市 (岩手県)	遠野市 (岩手県)	二戸市 (岩手県)	奥州市 (岩手県)	白石市 (宮城県)	栗原市 (宮城県)	鹿角市 (秋田県)
潟上市 (秋田県)	大仙市 (秋田県)	にかほ市 (秋田県)	南陽市 (山形県)	白河市 (福島県)	牛久市 (茨城県)	鹿嶋市 (茨城県)	小山市 (栃木県)	矢板市 (栃木県)	安中市 (群馬県)	羽生市 (埼玉県)	深谷市 (埼玉県)	戸田市 (埼玉県)	鶴ヶ島市 (埼玉県)	柏市 (千葉県)
八千代市 (千葉県)	鎌ヶ谷市 (千葉県)	浦安市 (千葉県)	南房総市 (千葉県)	中央区 (東京都)	文京区 (東京都)	東大和市 (東京都)	清瀬市 (東京都)	多摩市 (東京都)	十日町市 (新潟県)	氷見市 (富山県)	黒部市 (富山県)	白山市 (石川県)	大野市 (福井県)	あわら市 (福井県)
坂井市 (福井県)	都留市 (山梨県)	北杜市 (山梨県)	松本市 (長野県)	上田市 (長野県)	茅野市 (長野県)	高山市 (岐阜県)	恵那市 (岐阜県)	山県市 (岐阜県)	瀬戸市 (愛知県)	津島市 (愛知県)	新城市 (愛知県)	亀山市 (三重県)	草津市 (滋賀県)	湖南市 (滋賀県)
高島市 (滋賀県)	守口市 (大阪府)	芦屋市 (兵庫県)	伊丹市 (兵庫県)	赤穂市 (兵庫県)	養父市 (兵庫県)	御坊市 (和歌山県)	境港市 (鳥取県)	雲南市 (島根県)	山口市 (山口県)	土佐清水市 (高知県)	嘉麻市 (福岡県)	雲仙市 (長崎県)	荒尾市 (熊本県)	臼杵市 (大分県)
国東市 (大分県)	日南市 (宮崎県)	日向市 (宮崎県)	出水市 (鹿児島県)	垂水市 (鹿児島県)	薩摩川内市 (鹿児島県)	宜野湾市 (沖縄県)								